

平成 31 年度教員のための体育塾実施要項

- 1 **ねらい** 体育指導及び保健体育指導に係る様々な課題に対して、気軽に相談できる環境を整え、その課題解決とともに、教員の指導力の向上を図る。
- 2 **主催** 県立体育センター
- 3 **対象** 県内小学校・特別支援学校総括教諭、教諭
県内中学校・高等学校・中等教育学校保健体育科総括教諭、教諭
- 4 **相談の内容** (1) 運動領域、体育分野、科目体育の指導等について
(2) 保健領域、保健分野、科目保健の指導等について
(3) 訪問による実技指導について
- 5 **対応** 体育センター指導主事等
- 6 **方法** (1) 電話による相談 火曜日～土曜日 9:00～17:00
(2) メールによる相談 いつでも可
(3) 訪問による実技指導 相談者との打合せにより日時を決定
※準備を要するため、事前に電話かメールにて御相談ください。
※年末年始を除く



【直通電話：0466-97-7830（ナギゼロ）】

メールによる問い合わせは以下の URL にアクセスしてください。

パソコン	https://shinsei.e-kanagawa.lg.jp/kanagawa/uketsuke/dform.do?id=1523608927658
携帯電話	https://shinsei.e-kanagawa.lg.jp/kanagawa/uketsuke/iform.do?id=1523608927658
スマートフォン	https://shinsei.e-kanagawa.lg.jp/kanagawa/uketsuke/sform.do?id=1523608927658

- 7 **服務について** 相談内容により、勤務時間外となる場合については、自主研修での公務外として扱うこととし、自己研鑽の機会として有効に活用できるものとします。
- 8 **その他** (1) 実技を伴う訪問による実技指導については、事前に電話で御確認ください。
(2) 訪問による実技指導での施設については、スポーツアリーナ改修工事のため、相談者に施設の確保をしていただきます。
(3) 訪問による実技指導では、訪問する体育センター所員の旅費・雑費は必要ありません。



問合せ先

県立体育センター指導研究課

電話 (0466) 81-2572 (直通)

ファクシミリ (0466) 83-4622 (共用)

